開発行為許可等申請手数料

表1 開発行為の許可の申請に対する審査

開	発	行	為	の	種	類	開	発	区	域	面	積	手 数 料
							3,00	0mំ រូ	以上	6,000m²	未満	のとき	43,000 円
	己居住用						6,00	0mំ រូ	以上	10,000m²	未満	のとき	86,000 円
					10,00	0៣ រូ	以上	30,000m²	未満	のとき	130,000 円		
主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの					30,00	0mំ រូ	以上	60,000m²	未満	のとき	170,000 円		
					60,00	0mំ រូ	以上	100,000ണ്	未満	のとき	220,000 円		
					100,00	100,000㎡ 以上のとき					300,000 円		
					3,00	0mំ រូ	以上	6,000m²	未満	のとき	65,000 円		
						6,00	0mំ រូ	以上	10,000㎡	未満	のとき	120,000 円	
主として		以外の建築物で自己の業務の用に				10,00	0៣ រូ	以上	30,000m²	未満	のとき	200,000 円	
供するものの建築又は自己の業務の用に供する 特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの				30,00	0mំ រូ	以上	60,000m²	未満	のとき	270,000 円			
				60,00	0៣ ៤	以上	100,000m²	未満	のとき	340,000 円			
				100,000㎡ 以上のとき					480,000 円				
							3,00	0៣ ៤	以上	6,000m²	未満	のとき	190,000 円
	自己用				6,00	0៣ ៤	以上	10,000m²	未満	のとき	260,000 円		
(3)非日					10,00	0៣ រូ	以上	30,000m²	未満	のとき	390,000 円		
(1)及び(戊(2)以	(2)以外のもの					30,00	0mំ រ៉ូ	以上	60,000m²	未満	のとき	510,000 円
						60,00	0mំ រូ	以上	100,000ണ്	未満	のとき	660,000 円	
							100,00	0mំ រូ	以上の	උ ಕ			870,000 円

表2 開発行為の変更の許可の申請に対する審査

	(1) 開発行為に関する設計の変更の場合((2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合は縮小後の開発区域の面積)に応じ表1に規定する額に10分の1を乗じて得た額
額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は870,000円とする。	(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法 第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変 更について、新たに編入される開発区域の面積に応 じ表1に規定する額
	(3) その他の変更については、10,000円

表3 建築物の特例許可申請手数料

都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の 規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	46,000 円
--	----------

表4 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料

都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	26,000 円
--	----------

表5 開発許可を受けた地位の継承の承認申請手数料

承	認	申	請	Ø	種	類	手 数 料
住宅以外0	己の居住の用に)建築物で自己 .作物の建設の)であるとき	の業務の用に	供するものの	建築若しくは自	己の業務の用	に供	1,700 円
に供する特	宅以外の建築特定工作物の建 上のものである	設の用に供す					2,700 円
(3) (1)及び(2)以外のとき						17,000 円

表6 開発登録簿の写しの交付手数料

1枚につき	470 円
-------	-------